

令和2年10月14日		
資料提供		
担当課	知事部局	監察査察課 山縣(内2136) 窪田(内2135) 直通Tel073-441-2136
	教育委員会	総務課 吉田(内3645、直通Tel073-441-3640) 教職員課 岩本(内3679) 義務教育課 大堀(内3625)

不正行為等通報の受理・処理状況について

令和2年9月中に監察査察監・監察査察課で受理した不正行為等通報(知事部局(労働委員会を含む。)の業務に係るもの)及び教育委員会事務局で受理した不正行為等通報(教育委員会(県立学校等を含む。)の業務に係るもの)について、概要を公表します。

(知事部局)

1 知事部局の通報の件数

(1)通報者別

通報者	件数(件)
県民等	1
匿名	7
職員等	1
計	9

(2)通報方法別

通報者	件数(件)
電子メール	4
郵便・FAX	4
面談	
電話	1
計	9

2 知事部局で受理した通報内容と処理状況

(知事部局)……監察査察監・監察査察課で受理・調査・処理

通報内容	処理状況
① 河川改良工事が行われている付近にある歴史的な石碑が撤去されている。	関係課に調査を指示したところ、工事の支障になることから、石碑の所有・管理者が不明の中、建立されている土地所有者である市町村の了解を得て付近の県有地に仮移設したことを確認した。
② ある振興局の会計年度任用職員が、昨年度まで在籍していた所属に連日のように来ては話をしている。	振興局に調査を指示したところ、通報の事実は確認できなかった。
③ ある振興局の職員が、駅の利用者用の駐車場を、自家用車通勤用の駐車場として使用している。	振興局に調査を指示したところ、複数回、駅近くの使用制限がない市町村所有地に駐車していることが確認できたが、道義的な観点から、県職員としての自覚を持って行動するよう注意した。
④ ある地方機関では、資格のない者が業務を行っている。	地方機関に調査を指示したところ、国の指針に基づき、職員を配置し業務を行っていることが確認できた。
⑤ ある小学校で、ある教員の対応により、学校の教育活動が効率的に機能していないところがある。	不受理とし、教育委員会に回付した。
⑥ ある振興局の職員が、業務時間中に頻繁に地方機関に立ち寄り不在者のパソコンを使用して業務を行い、直帰している。	振興局に調査を指示したところ、通報の事実が確認できたので、本人に対し管理監督者等の許可を受けること及び所属長に対し旅行命令手続の適正化を行うことについて注意を行った。
⑦ ある中学校の教員が、自身が指導する少年スポーツチームの体育館利用を不正に行っている。	不受理とし、教育委員会に回付した。
⑧ 複数の所属の入札で不正が行われており、同じ業者が落札している。また、入札実施に際し、参加できる要件に制限がかけられている。	関係課に調査を指示したところ、入札実施における不正は確認できなかった。なお、一部の入札の件については、不受理とし、教育委員会に回付した。
⑨ ある県立高等学校の校長が、教職員に対してパワーハラスメントを行い、事務長が7月下旬から、心身の不調により出勤できない状況となっている。	不受理とし、教育委員会に回付した。

通報内容を分類すると次のようになります。

(1)職員の不正・不当な執務又は行為に関するもの	3	②③⑥
(2)県の行政事務処理、その他に関するもの	6	①④⑤⑦⑧⑨

なお、通報に係る調査・処理結果を分類すると次のようになります。

(1)調査の結果、是正の必要がないもの	4	
（うち通報内容が事実とは認められないもの）	3	②④⑧
（うち通報の事実はあるが、違法又は不正・不当とは認められないもの）	1	①
（うち通報された情報だけでは、事実確認が困難なもの）		
（うち通報の有無にかかわらず是正措置を講じるなど、対応しているもの）		
(2)調査を契機に是正がなされた又は是正措置を講じたもの	2	③⑥
(3)調査を継続中としたもの		
(4)不受理としたもの	3	⑤⑦⑨

3 知事部局の前々月以前の通報に係る処理状況

前々月(8月)以前に受理した通報で「調査中」としていた事案はありません。

(教育委員会)

1 教育委員会の通報の件数

(1)通報者別

通報者	件数(件)
県民等	1
匿名	2
職員等	1
計	4

(2)通報方法別

通報者	件数(件)
電子メール	2
郵便・FAX	1
面談	
電話	1
計	4

2 教育委員会で受理した通報内容と処理状況

(教育委員会)・・・教育委員会で受理・調査・処理

通報内容	処理状況
① ある小学校で、ある教員の対応により、学校の教育活動が効率的に機能していないところがある。	当該校の設置者である市町村教育委員会の権限に属するため、当該教育委員会に回付し調査対応させた。
② ある中学校の教員が、自身が指導する少年スポーツチームの体育館利用を不正に行っている。	当該校の設置者である市町村教育委員会の権限に属するため、当該教育委員会に回付し調査対応させた。
③ ある県立学校の入札で不正が行われており、同じ業者が落札している。また、入札実施に際し、参加できる要件に制限がかけられている。	調査の結果、同一業者が落札しているが、入札実施における不正は確認できなかった。また、定められたルールに則り、適切に入札が執行されていたことが確認できた。
④ ある県立高等学校の校長が、教職員に対してパワーハラスメントを行い、事務長が7月下旬から、心身の不調により出勤できない状況となっている。	調査の結果、行き過ぎた言動や対応が認められたので、厳しく注意した上、事務長の復帰に向け、真摯な謝罪を含めた改善に取り組みさせている。

通報内容を分類すると次のようになります。

(1)職員の不正・不当な執務又は行為に関するもの	3	①②④
(2)県の行政事務処理、その他に関するもの	1	③

なお、通報に係る調査・処理結果を分類すると次のようになります。

(1)調査の結果、是正の必要がないもの		
（うち通報内容が事実とは認められないもの）		
（うち通報の事実はあるが、違法又は不正・不当とは認められないもの）	1	③
（うち通報された情報だけでは、事実確認が困難なもの）		
（うち通報の有無にかかわらず是正措置を講じるなど、対応しているもの）		
(2)調査を契機に是正がなされた又は是正措置を講じたもの	1	①②④
(3)調査を継続中としたもの		
(4)不受理としたもの		

3 教育委員会の前々月以前の通報に係る処理状況

前月(8月)以前に受理した通報で「調査中」としていた事案はありません。